

2016年度大阪府交渉（第五日目）の結果概要

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会（障連協）と大阪府との交渉（2016年7月8日実施分・団体側参加165人）の結果概要（速報）は以下の通りです。

17. 放課後等デイサービスについて以下の点を府として対策を講じてください。

①徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに府としても対策を講じてください。また、送迎中も療育時間と認めるよう国に働きかけてください。

【基本回答】

自宅と事業所間の送迎に加えて一定の要件の下、学校と事業所間の送迎について算定されている。現時点で徒歩等の送迎については加算の対象となっていない。

【質疑】

○てんかんのある子どもも通っているが、その子の状況に応じて送迎車の時間に間に合わないことがあり、徒歩で送迎している。

○成人の通所施設の徒歩送迎は加算の対象となっている。子どもの施設ではなぜ対象とならないのか。送迎時間も療育時間として認めてほしい。

・児童福祉法の中で認められていない。児童の幅が広く安全確保の観点から車での送迎が原則となっていると理解している。我々としてできることは実態を踏まえることと考えており、様々な現状をお聞かせ願いたい。

・国に確認をしたうえでその内容についてお伝えする。

②利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするなど対策を講じるように国に働きかけてください。また、事務手続きがスムーズに行えるように、報酬の在り方を検討するよう国に働きかけてください。

【基本回答】

報酬体系については、利用者が必要なサービスを選択できるよう日割り方式となっている。報酬が適切なものとなるよう、必要に応じて国に要望・働きかけを行っていく。

【質疑】

○利用料の償還払いについて申請する人が少ない。事業所側がそれぞれの利用者がどれだけのサービスを利用しているか把握できない状況がある。また、欠席時対応加算だけでは人を安定して配置できない。

・償還払いについては市町村に徹底を図っている。報酬改定については国に求めていきたい。

③保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。支給量に関しては、子どもや家族に必要な支給量は減らすことなく出るように国や市町村にも働きかけてください。

【基本回答】

利用者負担については、各家庭の負担能力に応じたものとなるよう軽減策が講じられている。障害児童一人ひとりの最善の利益を図る観点から、市町村において支援の要否・支給量を適切に判断して決定することとなっている。

【質疑】

○週二日利用している方が、上限額が増えたために週一回に減らした人もいる。4600円の上限が所得に変動があると一気に37200円に引き上がってしまう。

・負担の段階をどうするかということについて課題があると認識している。

○収入認定する世帯の範囲について改善をしてほしい。

○支給量の認定を適切に行うためにどうしようとしているのか。国通知により機械的に23日以上支給決定しない市が生まれている。

・計画相談としっかりと連携して考えていった結果として、23日を超えることもあると考えている。決定権は市にあることから、大阪府としては国通知の趣旨をしっかりと踏まえるようお願いをしている。

○画一的な対応とみられる事案が生じたときは個別に相談に応じていただきたい。

・了解した。

④主たる対象が「重症心身障害児」の放課後等デイサービス事業所が増えるよう以下の点の改善を国に要望するとともに府としてできることを行ってください。

ア) 機能訓練担当職員の非常勤勤務を認めてください。

【基本回答】

生活基盤推進課・地域生活推進課の共管事項となっている。機能訓練担当職員の配置基準については人員設備基準で1人以上となっておりその配置をお願いしているところだ。機能訓練を行う時間帯はPT、OTを配置する必要があるが、その他の時間帯は心理指導担当職員、ST、看護師、准看護師、柔整師等の配置をお願いしている。

【質疑】

○機能訓練士の絶対数が不足しており、その確保は困難だ。

・確保が困難なことは大阪府としても認識している。そのため大阪府独自に生活介護等の事業所にならない訓練担当職員の資格要件を緩和した。

イ) 医療ケアの児童の送迎に看護師が添乗することを勤務扱いにしてください。

【基本回答】

営業時間内における送迎は基本報酬において送迎に係る経費が算定されている。

【質疑】

○看護師が車に同乗して送迎している。サービス提供時間内で最初に送迎する場合は事業所内に一人も児童がいないのに看護師を置いておかないといけないという不合理であり、添乗できるよう改善してほしい。1時から6時までサービス提供時間を設けている場合は、送迎は必ずサービス提供時間となる。

・他児が事業所内にいる場合は看護師を必ず配置しなければならない。他児がいない場合も制度上配置しないといけないことになるが、個別の状況に応じて対応していけるよう、そのあり方を検討していく。

ウ) 医療的ケアの研修を増やしてください。

【基本回答】

社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、平成24年4月から医行為の一部を介護福祉士が行えることとなった。大阪府では医療的ケアに係る登録研修機関の登録を行っている。安全かつ適切に行われるよう登録に際しては十分事前協議を行うとともに、集団指導等の機会をとらえ、周知PRに努めていく。

⑤ 聴覚障害児への対応が可能な、手話のできるスタッフが配備された放課後等デイサービスを聾学校近辺に計画的に配置してください。

【基本回答】

障害児の通所支援の提供体制の確保、必要量の見込みについては、原則として各市町村の障害福祉計画において目標を設定していただくこととしている。今後は国が定める予定の基本指針の内容を踏まえ取り組んでまいりたい。身近な地域での療育体制の充実を目的として大阪府障害児療育等支援事業を実施している。本事業の充実についても図って参りたい。

【質疑】

○聴覚障害児にとって手話のできる職員の配置は必須だ。

・現行基準の中では手話のできる職員の配置を求めることはできない。子どもの状態像に応じた対応ができるよう、関係先に様々な機会に働きかけてまいりたい。どのような方法があるかも含め検討していく。

33. グループホーム制度を拡充してください。

⑥サービス管理責任者の必要研修や、重度支援加算で支援者養成講座や喀痰吸引研修が必要とする人がスムーズに行えるよう日程の確保をしてください。

【基本回答】

サービス管理責任者の要件となる研修については、民間研修機関を指定し年3回実施しているところだ。強度行動障害研修については、28年度基礎研修・実践研修の定員の拡大を図ることとしている。喀痰研修については、56研修機関が登録されており、各研修機関において研修が実施されており大阪府ホームページでも公開しているところだ。研修終了要件については30年3月31日までの経過措置が設けられているので、それまでに研修を受けていただきたい。

⑦グループホーム利用者の居宅の通院介護について、月2回以上必要な人にも利用できるようにしてください。

【基本回答】

グループホーム利用者の通院等の介護については基本的に日常生活支援の一環として当該事業者が対応することとなるが、対応が困難な場合には通院等介助の利用が認められている。その回数を増やすことについては国に要望していく。

○耳垢取りのために耳鼻科への通院を申請した際、そのようなケアには対応できないといわれた。

・耳垢取りは医療行為であり、個別事案として市に問い合わせる。

・国に月2回の根拠を問い合わせたが、明確な根拠は示されなかった。明確な根拠がないとすれば、あとは市町村の判断で算定できることなので、あらためて国に確認をしたい。各市町村がどのように取り扱っているかについての事例を収集して各市町村に返していくことはできる。

⑧グループホーム開設のための土地購入や建設補助や大幅改修費への大阪府独自の補助制度を行ってください。

【基本回答】

府独自の補助制度は困難だが、社会福祉費施設整備補助金として、2310万円を上限に補助を行っているところだ。

【質疑】

○グループホーム開設にあたっては消防設備などの設備を整備することや人材の確保など様々な課題がある。こうした新たな状況に見合った補助制度を創設してほしい。

・スプリンクラー等非常に大きな負担となることは理解している。国に対して、グループホームは住居であることから柔軟な対応を行うようその要件緩和について要請しているところだ。

⑨グループホームは宿泊が必要で、職員確保が通常以上に大変厳しい実態です。大阪府としてもグループホーム職員確保のための施策を進めてください。重度障害者が生活するために必要な支援を行うための独自の助成制度を設けてください。

【基本回答】

障害者総合支援制度に基づく全国一律制度であり、その改善についてこれまでも国に要望を行ってきた。重度障害者への支援を行う上での重度障害者等加算、夜間支援加算等の一定

の改善が行われてきた。今後とも報酬額の改定について国に要望を行っていく。

⑩グループホームで暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。

【基本回答】

障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改善についてこれまでも国に要望を行ってきた。入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算の算定が可能となった。本府独自の加算は困難だが、国にその改善を求めている。

【質疑】

○国の加算単価は非常に低く、長期入院となれば経営が成り立たない。

・これまで厚労省は通院まで認めていたが、入院は完全に医療の世界にゆだねられることとなっているため、入院時も適切な対応が行われるよう国に働きかけてまいりたい。

⑪高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わず、ホームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

【基本回答】

平成21年4月、利用者が心身の状況により日中の支援が受けられない場合の加算制度が創設された。27年4月改善で、算定対象となる日中活動が拡大された。報酬の改善について引き続き国に要望してまいりたい。

41. 障害者相談支援制度を拡充してください。

①指定特定等のサービス利用計画作成等にあたって、一般相談支援等と同様に、計画の策定だけでなく日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。確かに、一定の加算等の配慮は行われましたが、現行の制度では日常的な相談支援に十分に対応できる体制を整えることができません。そのため、一般相談支援等の専門職員配置が可能な、相談支援事業の基礎的な制度を改善し、円滑な相談支援が行えるよう制度見直しを行ってください。

【基本回答】

指定相談支援事業所では障害者等からの相談に応じ必要な情報提供・助言、連絡調整等を行う基本相談支援として行っている。市町村相談支援事業は、市町村が直接行うかまたは指定事業所に委託して、すべての市町村で行われているところだ。自立支援協議会ケアマネ部会において、「大阪府相談支援ハンドブック（平成25年3月作成、平成26年11月改訂）」を取りまとめたところだ。質の高いサービスを提供するための特定事業所加算が創設されたところだが、国に対してその効果検証の実施を求めるとともに、基本報酬額の改善、複雑な支援を要する場合の加算を設けるよう国に求めている。

【質疑】

○事業所の運営が成り立つよう報酬引き上げを国に求めている。事業所が増えなればかりか撤退するところまで始めている。

・計画相談だけでなく様々な相談を行っていただいていることに頭が下がる思いだ。国に対して報酬の引き上げについて引き続き要望していく。

②地域移行支援の対象枠の拡大にあたり、保護施設・矯正施設等の障害者への対象枠を拡大するにあたって、具体的支援ネットワークの構築や自立援助ホームや自立準備ホーム等の拡充等、地域基盤整備が緊急に求められますが、その対策をどのように進めるのか示してください。また、府単独の地域移行・定着支援の積み重ねを踏まえ、引き続き事業の存続をしてください。

【基本回答】

地域移行については、援護の実施者である市町村、相談支援事業所等関係機関等が連携して

進めているところだ。今後も必要に応じて関係機関と連携してまいりたい。基盤整備については、すべてのサービスにおいて支援度合いに見合った報酬の改善が行われるよう、国に要望をしていく。

【質疑】

○現状はどうなっているのか。

・入所施設、精神科病院の両方の地域移行を担当しているが、地域移行支援決定に至るまでの働きかけ等が全く評価されていないことの問題について国に申し上げている。保護施設・矯正施設からの地域移行について平成26年から開始されているものの具体的な事例に乏しく、昨年とりくんだ1件の事例について、その内容等を整理して課題を引き出しているところだ。

38. ホームヘルプ制度を拡充してください。

①ヘルパー派遣時の宿泊費や交通費などの利用者負担について、大阪府独自の軽減措置を講じてください。

【基本回答】

宿泊費・交通費についての負担軽減措置は困難だ。

【質疑】

○複数介護の場合など交通費が非常にかさんでしまう。何らかの補助を考えてほしい。
・補助は困難だ。制度外での手法も含め取り得るべき工夫について検討していきたい。

②ヘルパー不足を解消し、ヘルパーとして安心して働き続けられるよう報酬単価の大幅な見直し等を行なってください。特に、家事援助、重度訪問介護の報酬単価を大幅に引き上げてください。また、ヘルパーの報酬単価に、派遣にかかる移動時間の補償など、ヘルパーの処遇改善につながるような報酬上の具体的な措置を講じるように、国に強く働きかけてください。

【基本回答】

福祉介護職員処遇改善加算、福祉介護職員処遇改善特別加算が設けられるとともに、処遇改善加算のさらなる上乘せ評価を行うこととなった。家事援助については実態に応じたきめ細かな報酬算定が行われるよう30分単位から15分単位に変更となった。人員・設備基準の必要な改善を行うための見直し、特に都市部の報酬改善について国に要望している。今後も施設事業所の安定運営のために国に報酬の改善を求めていきたい。

【質疑】

○介護時間が長時間になれば単価が下がっていくことが問題だ。

・国に対してさらに要望していきたい。

③府下各地域で、医療的ケアのできるヘルパー事業所を増やしてください。合わせて「地域ケアシステム」（医療的ケアネットワークシステム）の構築を早急に図ってください。

【基本回答】

社会福祉士及び介護福祉士法に定める5行為が認められている。喀痰吸引を行うために必要な研修を行っている。ヘルパー・事業所の適正な認定・登録に努め、利用者がその情報を得やすくなるよう周知を図っている。

④ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。

ア) 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、使用を認めてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

【基本回答】

外出への支援は病院等の通院や官公署への外出が対象となっており、入院時については看護師や看護補助者が行うこととなっている。本府として障害のある患者等のニーズに応じ

た制度となるようその改善を国に求めている。育児については家事援助における支援対象となる場合があるので市町村に問い合わせいただきたい。病院内の移動については場合により居宅介護の算定対象となることがあるので個別に市町村に問い合わせいただきたい。

イ) 入院にいたった場合、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえないような身体的介護は、(医師の要請で) 制度上のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近になっての慣らしの外出や、自宅への一時帰宅についても、制度上のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は、重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供されるようにしてください。

【基本回答】

医療機関内における介護は看護師や看護補助者が行うこととなっている。制度の改善を国に要望している。

ウ) 大掃除(換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等)や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

【基本回答】

大掃除・自治会活動の援助等は、日常的に行われる活動の範囲を超えることであり、家事援助等の対象となっていない。

【質疑】

○日常生活上の必要な作業について支援をしていただきたい。

・市町村にどこまでの家事援助を行っているかの投げかけを行い、事例集のようなものを作成していくことについても検討していく。

⑥ヘルパーの質的向上のために、専門性を高めるような具体的な措置を講じてください。(障害の理解、人権意識、スキルの向上などを保障する研修システムなど)

【基本回答】

大阪府では障害のある方々のニーズに対応した適切なサービスを提供するため研修を実施している。

⑦重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。

【基本回答】

総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険給付の適用関係通知において、障害福祉サービス固有のものとしてのサービスが列挙され、そのサービスについては引き続き障害福祉制度から提供されることとなっている。重度訪問介護の医療機関への派遣対象先の拡大については、総合支援法の三年見直しに際して一部可能となったことから、その扱いについて国の通知等を踏まえ対応していくこととしたい。また、重度訪問介護における外出については、経済活動、通年かつ長期にわたる外出は除外されている。

【質疑】

○重度訪問介護の扱いはどうなるのか。見守り、移動など幅広い領域をフォローしている制度として定着してきている。市町村における扱いに大きな地域差がある。

・国の通知による事業の列挙については例示列挙として受け止めている。

⑧特定行為(経管栄養・痰吸引)が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。ヘルパー事業所にとって、一人2~3万円の研修費用は大きな負担です。研修費用助成、その後の研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください。

【基本回答】

介護職員の喀痰吸引や経管栄養等の医行為についてはその一部を業として行うことが可能となった。研修費用については法令による明確な基準がないことなどから、今後とも介護職員の喀痰吸引が安全かつ適切に行われるよう登録に際して十分事前協議を行いその充実に努めていく。

⑨居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが非常に多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。

【基本回答】

処遇改善加算、処遇改善特別加算が創設されるとともに、さらなる上乘せ評価が行われることとなった。福祉介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保を図ることができるよう、必要な改善を国に要望している。

【質疑】

○3号研修について費用がかかりすぎるために、基本研修の受講生に比して、修了証の対象者数が少ない。

・研修機関は56。前年までは43だった。少しずつ増えてきている。研修費用については詳細な説明が国からされていない状態で、金額については研修機関の任意で定めることができることとなっている。3号研修は1万2千円から12万円と幅がある。

⑩ヘルパーが専門性を高める研修を受けることができるよう、大阪府として研修機会の確保等何らかの手立てを講じてください。

【基本回答】

大阪府では障害のある方々のニーズに対応した適切なサービスを提供するため研修を実施している。

42. 「難聴者のための手話教室」は中途失聴者の新たなコミュニケーション獲得の場です。難聴者のための手話教室の予算を増額してください。

【基本回答】

聴覚障害者にとって手話は重要なコミュニケーション手段だ。大阪府として中途失聴者に対する手話講習会を開催しているが、この講習会ではその後の手話サークルへの参加も含めて、中途失聴者の方が手話に触れる最初の機会として役立つよう開催させていただいている。

【質疑】

○年間何回受講できるのか。

・年間16回となっている。いろいろな方に手話に触れていただく機会として拡充していくことが望ましいと考えている。今後の在り方について個別に相談させていただきたい。

43. 市町村からの入所相談の中で、単身者のケースが増えてきています。ご本人が医療機関にかかり、病状が重篤な場合は必ず家族・後見人等への説明と確認が必要になります。後見人等の支援が必要な方には市町申し立て等の方法も含めて迅速に対応していただけるよう、市町村に働きかけてください。

【基本回答】

市町村申し立てに関する事項は幅広い分野にまたがっており、そのうち、認知症、知的障害などにより判断能力が十分でない方を対象とする成年後見制度の申し立てについての研修を行ったところだ。また、市町村地域生活支援事業としての成年後見制度利用支援事業の利用等について通知を行ったところだ。成年後見制度の利用促進について市町村に働きかけてまいりたい。

【質疑】

○病院の入院手続きも後見人がいないと困難だ。市長申し立てを依頼してもなかなか事態が動かない実態がある。一年間放置されている。

・家庭裁判所と話しあう機会があるので、何らかの形で機会を得て手続き処理期間が短縮できないか検討したい。

4 4. 聴覚障害者が利用できる事業所は地域にはありません。多大な交通費を負担し、遠方のなかまの里やあいらぶ工房の日中活動、短期入所を利用しています。広域利用にならざるを得ない聴覚障害者に対する交通費補助制度の創設、市町村への指導をお願いします。

【基本回答】

本府としての送迎制度を設けることは困難。

【質疑】

○聴覚障害者が通える施設が限られている中、遠方から通ってこられている方がたくさんいらっしゃる。交通費が高いので週に一回しか通えない利用者もいる。聴覚障害者には手話で語り合える場や集団が必要だ。

・深く実情をお聞きして援護の実施者たる市町村において講じることのできる支援策等についても、何らかの手立てを講じることができないか検討を行いたい。課内周知ができていなかったことについてはおわびをする。

4 5. 聴覚障害を持つ職員等が、府社協や各団体が主催する研修会等に参加できるよう、すべての研修会に手話通訳の配置を行なってください。また、研修の要項（ビラ等）に、「手話通訳あり」と掲載してください。また、他団体が開催する研修にも手話通訳をつけることを指導すると同時に、通訳に係る費用の助成等を検討・支給してください。

【基本回答】

差別解消法においては、合理的配慮を的確に行うための環境整備を図ること等とされている。今後とも同法の趣旨の周知を図って参りたい。意思疎通支援事業についてそのニーズを的確に把握し事業の拡充に努めてまいりたい。

【質疑】

○公的な研修などのすべての講座に手話通訳者を配置していただきたい。

・法の理念の周知を図っていききたい。費用の助成については困難だ。

○府が主催する研修の手話通訳配置の状況について調べていただきたい。

・了解した

○スポンサーを募ったり、受講費用の一部をプールするなどして基金を立ち上げ、酒を通訳配置費用に充てるなどの工夫をしてみてもどうか。

3 1. 行き場の全くない、重度、最重度の高次脳機能障害者の方を、府として包括的に支援できる事業もしくは体制づくりを早急に整えてください。

【基本回答】

高次脳機能障害のある方への支援については、大阪府障害者医療リハビリテーションセンターを大阪府における支援拠点機関と位置付け、相談支援研修等による人材育成、高次脳機能障害の訓練等を行っている。また、二次医療圏ごとに地域支援ネットワーク構築を進めているところだ。現在、障害者医療リハビリテーションセンターとともに高次脳機能障害の状態像を的確に把握するとともに適切な支援につなげるための支援連携ツールの開発等を行っている。

【質疑】

○実態調査を行ってほしい。支援連携ツールの状況について教えてほしい。

・高次脳機能障害でありながら気づかれていない方等たくさんいらっしゃると思っている。それらの方も含めて適切な支援がいきわたることは重要と考えている。支援ツールについて

てはどのように具体的な活用に結び付けていくかについて専門家の方も含めて議論をしているところだ。ツールを活用して大阪府の事業所で実践していただけるよう、完成後は普及・啓発の事業を進めていきたい。

○支援普及事業の予算が足りない。現状をどう評価しているのか。

・予算要求をしているが残念ながら現状にとどまっており、関係先にご負担をおかけしている。

○この点について引き続き意見交換の場を持っていただきたい。あらためて申し入れさせていただく。

・了解した。

32. 高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう国に要望してください。合わせて府独自の救済策を講じてください。

【基本回答】

利用者負担については、大阪府においてこれまでも国に対してその制度改善を求めてきたところだ。利用者負担の収入認定については、本人と配偶者のみの所得で判断することとなっている。配偶者は民法の規定により連帯責任が規定されており、収入についても合算して算定している。

【質疑】

○配偶者に負担が求められるために利用をあきらめる人もいる。

・利用料負担認定は世帯を対象としている。93.3%の方が負担ゼロとなっている。実態を踏まえ引き続き国に要望をしまいたい。

33. グループホーム制度を拡充してください。

①障害者総合支援法の「改正」いかににかかわらず、軽度障害者が本人等の希望がある限り、グループホームでの暮らしを継続できるようにしてください。

【基本回答】

総合支援法第1条2項において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。基本的人権を有する個人としての尊厳をもとに、他の人々との共生を妨げられない」と規定されており、この法理念に従えば、本人の希望に応じてサービス提供が行われるものと考えている。

【質疑】

○支援区分2・グループホームで暮らしているが一人暮らしの経験はない。このままグループホームでの暮らしが継続できるか不安。

・複数の団体から要請されているが、国の方から具体的には何も示されていない。

②移動支援や通院介助の回数や時間等、地域によって差が出ています。大阪府として、各市町村のサービス状況調査をしてください。そして、地域によっての格差をなくす為の方策を講じてください。

【基本回答】

障害者総合支援法に基づき市町村地域生活支援事業に位置づけられている。余暇活動等の

社会参加活動に規定されるとともに、利用者に応じた柔軟な利用が可能とされている。可能な限り市町村間で相違が生じることのないよう「取り扱いの考え方」を取りまとめたところであり、これからも市町村に適切な対応をお願いしていきたい。

③必要とするグループホームのスプリンクラーや自火報の設備補助をお願いします。必要とするのに、平成30年3月を過ぎてもスプリンクラー設置が出来ないホームへの対策をお願いします。また、国庫補助については、新規施設建設補助と同じ様式となり、補助額の割には提出資料が膨大な事務量が必要です。スプリンクラーについては、新規開設も含め、もっと簡単に補助請求出来るようにしてください。

【基本回答】

スプリンクラーの設置については施設整備補助金の対象となっており、30年4月以降も引き続き補助の対象とするよう国に求めていきたい。

④府営住宅の消防設備については、消防設置及び設備維持費も含めて大阪府の責任で行ってください。

【基本回答】

府営住宅としての消防設備の設置維持点検については法令に基づいて実施することとしている。法改正に対する対応についてはいまだ解決できない問題があることは認識している。

【質疑】

○スプリンクラーの設置責任はどこにあるのか。

・府営住宅予算を使い設置することは困難。消防法上住宅として認められなくなったことが問題の発端だ。関係部局と連携して解決していくべき課題だと認識している。

○府営住宅でのスプリンクラー設置問題については消防関係部局としっかり話し合っほしい。

・了解した。

50. 介護保険優先原則(障害者総合支援法第7条)の廃止を国に強く働きかけてください。早急に介護保険の対象となった障害者が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください

①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わない措置を講じてください。

【基本回答】

国の適用関係通知の中で、市町村は介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの申請があった場合、具体的な内容や利用意向を聞き取り把握したうえで、適切に判断すべきこととされている。介護保険給付だけでは適切な対応が困難な場合、自立支援給付の支給決定を行うことができることとされていることから、適切に対応するよう市町村に求めているところだ。なお、障害者総合支援法の3年見直しの法改正では、一定の高齢障害者が障害福祉サービスに続き介護保険サービスを利用する場合の軽減措置を講じるものとされた。

【質疑】

○適用関係については様々な問題が現場で起こっており、市町村によっても格差がある。

・適用関係通知の趣旨がしっかりと伝わるよう努力していきたい。

○大阪府の障害者施策と介護保険の適用に関するホームページの記載は10年前のもので内容も古いので早急に最新のものに更新していただきたい。

・了解した。

②当面の措置として、低所得者の利用料負担が障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。

【基本回答】

介護保険は高齢者の介護を社会全体で支えることを目的としており、利用料負担については費用に対する意識の涵養、サービス利用する人とそうでない人との公平の観点からご負担をお願いしているところだ。一定の高齢障害者の軽減措置について今後の国の動きについて注視してまいりたい。

③当面の措置として、「骨格提言」でも示されている、介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとするを早急実現するよう国に求めてください。

【基本回答】

国の適用関係通知の中で、市町村は介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの申請があった場合、具体的な内容や利用意向を聞き取り把握したうえで、適切に判断すべきこととされている。介護保険給付だけでは適切な対応が困難な場合、自立支援給付の支給決定を行うことができることとされていることから、適切に対応するよう市町村に求めているところだ。なお、障害者総合支援法の3年見直しの法改正では、一定の高齢障害者が障害福祉サービスに続き介護保険サービスを利用する場合の軽減措置を講じるものとされた。

④各市町村自治体が独自に判断している自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、障害者の生活を破壊するような事態が起こらないように府として対策を講じてください。

【基本回答】

国の適用関係通知の中で、市町村は介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの申請があった場合、具体的な内容や利用意向を聞き取り把握したうえで、適切に判断すべきこととされている。介護保険給付だけでは適切な対応が困難な場合、自立支援給付の支給決定を行うことができることとされていることから、適切に対応するよう市町村に求めているところだ。なお、障害者総合支援法の3年見直しの法改正では、一定の高齢障害者が障害福祉サービスに続き介護保険サービスを利用する場合の軽減措置を講じるものとされた。

⑤視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されるため、大阪府においては介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を構じてください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。

【基本回答】

介護保険制度は、市町村の要介護認定結果に応じて介護サービスが提供される制度だ。社会全体で支えるために国において、全国一律の制度として策定された制度であるため、大阪府として上乗せ措置を講じることは困難だ。

51. 介護保険の制度内容を拡充してください。

①地域支援事業を実施する場合は、障害者に対しては介護の経験がある有資格者を派遣するようにしてください。

【基本回答】

平成27年4月に施行された改正介護保険では地域支援事業において総合事業が実施されることになった。適切なアセスメントの実施によってケアマネジメントしていくこととなる。新介護予防事業については、市町村が地域の実情に応じて提供することとしており、地域包括支援センターのマネジメントにもとづきサービスを提供することになる。

②ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるように国に要望してください。

【基本回答】

訪問介護の時間区分については、利用者のニーズに応じたサービスを効果的に提供する視点から、短時間介護の導入等の改正が行われてきた。これは利用者個々の状況に応じた適切なアセスメントやケアマネジメントに基づき利用者のニーズに応じた必要なサービスを提供するという趣旨の改正だ。適切なアセスメントに基づくケアプランの策定によるサービス提供について市町村を指導する。

③介護保険料の大幅引き下げと利用料の無料化を国に対して強く要望してください。

【基本回答】

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えることを基本理念としている。利用料負担については、低所得者等への一定の配慮措置が講じられている。利用に係る負担は費用に対する意識の涵養、サービスを利用しない者との公平の観点から講じられている。今後も国において必要な措置が講じられるよう国に要望して参りたい。

④介護保険では身体介護に単位数をとられてしまうため、必要な生活支援を受けられません。それに、いままでつづけてきた社会参加を支援するための移動支援もありません。生活支援や移動支援のヘルパー派遣制度を創設し必要に応じて派遣してください。

【基本回答】

市町村の要介護認定結果に応じケアプランに基づいたサービスが提供される。要介護認定区分による支給限度基準の制約によって必要なサービスが提供できない場合は障害者支援施策の対象となることとされている。

⑤高齢障害者は障害者基礎年金とわずかな手当のみで暮らす人や働いてきた人も零細企業や自営で働き、貯えもなく、社会保険も脆弱な人が多くいます。大半が低所得者を占め、特養や老健施設などは利用料が高すぎて申し込みも出来ない人が多数です。在宅生活が困難になった人が負担を心配しないで申し込めるように府で利用料補助制度を作ってください。

【基本回答】

施設サービス等利用者の居住費等について低所得者への配慮措置として利用負担限度額が設けられている。所得により必要なサービスを受けられない事態が生じないよう必要な措置について国に要望して参りたい。

52. 聴覚障害を持つ高齢者が障害による困難さや支援の特性等を踏まえた適切な認定調査を受けることができるよう、調査員および審査会委員を対象とした研修を行なうよう、大阪府として研修の実施状況を把握し、未実施の市町村に対しては実施するよう働きかけてください。

【基本回答】

要介護認定の実施に当たって、利用者一人ひとりの心身の状況等を踏まえ適切に判定されるよう、認定調査委員、審査会委員に対する研修において、特記事項に記載されている事項の重視性についてお伝えしているところだ。今後とも研修の充実に努めてまいりたい。

○適切な認定を行っていただきたい。

・現状の認定審査においては、その方に特有の介護の時間が設定できるようにはなっていないことは事実だが、特記事項の記載の充実に重要視することで改善を図りたい。

○視覚障害への理解が不十分で、認定調査の内容に非常に不満を持った

・視覚障害も含めそれぞれの障害の特性等についてもしっかりと研修していきたい。

53. 聴覚障害を持つ高齢者への専門的支援（常時手話などで対応できる職員が必要）を行なっている事業所に対して、障害福祉サービスの「視覚・聴覚障害者支援体制加算」と同様の、コミュニケーションに対する加算を国に要望してください。また、障害福祉サービスを参考に、障害を持つ高齢者も含めた、介護保険制度の抜本的な見直しを国に要望してください。

【基本回答】

介護報酬は全国一律の制度であり、大阪府として今後とも必要に応じてその改善を国に働きかけを行っていく。今後とも国の動きを注視してまいりたい。

54. 2017年4月からすべての市町村において完全実施される「総合事業」において、これまで通り、他の市町村から広域的に利用できるよう配慮するとともに、市町村に働きかけてください。

【基本回答】

2017年4月からすべての市町村で総合事業が完全実施されるが、平成30年4月1日以降の事業実施においては対象者が居住する各市町村の指定を受けることで広域的なサービス対応が可能となるものと考えている。

【質疑】

○一人のヘルパーが広域的に派遣される場合、「現行相当サービス」だけではないばらつきができることが懸念される。

・総合事業が始まることにより、今までつかえていたサービスが使えなくなるのではとの懸念が生じていることは承知している。

○広域対応をしていただきたいとお願いしている。

・すぐにできるとお答えすることは困難。

○市町村の準備状況も踏まえて広域的な対応の在り方について引き続き協議をしていただきたい。

・了解した。